

結 予 発 第 646 号

令 和 2 年 8 月 13 日

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 上田 克彦 様

公益財団法人結核予防会

理事長 工藤 翔二



結核研究奨励賞候補者推薦依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。結核予防事業につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では医療技術関係者の結核に対する関心を高め、結核に関する実践的研究を振興奨励するため「結核研究奨励賞」を設けております。本年も別紙要綱により、候補者を募ることといたしましたので、本賞受賞にふさわしいと思われる候補者（数名程度）をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただいた候補者の個人情報、公益財団法人結核予防会結核研究奨励規程に基づく選考委員に提供し、選考資料としてのみ使用いたします。

敬具

別添：

- ・ 応募要領
- ・ 推薦書様式
- ・ 公益財団法人結核予防会結核研究奨励規程

問合先：総務部総務課

TEL 03-3293-9727(直)

FAX 03-3292-9250

E-mail soumuka@jatahq.org

33926



結核研究奨励賞 応募要領

1. 該当職種

診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、看護師及びその他医療技術者（医師除く）。

2. 応募の対象

結核に関する調査研究（以下「研究」という）で優れた内容を持ち、原則として過去3年以内に、学会、研究会、雑誌などに発表されたもの、一つの主題について、何年かに分けて発表されたものをまとめたものでもよい。

3. 奨励賞候補資格者

上記研究の発表者、又は共同研究ではその研究を代表するものであって、次の各団体の推薦を得た方。（ただし、同年度に秩父宮妃記念結核予防功労賞に推薦された者は、本奨励賞の対象とはしない）

- ・公益社団法人 日本診療放射線技師会
- ・一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
- ・公益社団法人 日本看護協会
- ・一般社団法人 日本結核・非結核性抗酸菌症学会
- ・結核予防会都道府県支部

4. 応募に必要な書類

次の3点を一部ずつ提出してください。

- (1) 団体からの推薦書（別添様式、推薦書の押印（公印）したもの）
- (2) ・学会又は研究会で発表された研究については、発表原稿（又は2,000字程度の抄録）とスライド原図、又はそれに相当するもの（コピー可）
・雑誌に発表された研究については、別刷（コピー可）
- (3) 研究内容要約（研究課題名・発表者・所属・発表学会・研究会・雑誌名も含めて400字以内、A4版1枚）

5. 提出先

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町 1-3-12

公益財団法人結核予防会 総務部総務課

TEL : 03-3293-9727 FAX : 03-3292-9250 E-mail : soumuka@jatahq.org

6. 締め切り

令和3年1月8日（金）

7. 受賞者決定

令和3年2月下旬（予定）

結核研究奨励賞候補者推薦書

候補者 <small>ふりがな</small> 氏名	
所属機関	
職種	
業績題名	
候補者略歴（最終卒業校、職歴及び受賞歴）	
候補者の本研究以外の業績	
推薦者 氏名	
所属機関	印
推薦理由	
記入年月日	令和 年 月 日

*記入欄不足の場合は、別紙に記入し、添付して下さい。

公益財団法人結核予防会 結核研究奨励規程

第1条 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師及び保健師、看護師その他医療技術者の結核に関する研究を奨励するために結核研究奨励基金を設ける。

第2条 前条の目的を達するため、「結核研究奨励賞」（以下「奨励賞」という。）を設ける。

第3条 奨励賞は、賞状及び賞金とし、理事長名をもって授与する。

第4条 基金は積立金として管理する。

第5条 基金の利子は、第3条に定める奨励賞及び同賞の授与に必要な費用に充てるものとする。

第6条 奨励賞は、第7条に定める公益財団法人結核予防会結核研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）において選定の上、理事会の承認をうけるものとする。

第7条 委員会は、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師及び保健師、看護師その他医療技術者に対する結核研究奨励賞受賞候補者の選考を行なうものとする。

2 委員会の委員は10名以内で構成するものとし、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 結核研究奨励賞の選考の基準等必要な事項は委員会で定める。

第8条 委員会出席時の旅費は、公益財団法人結核予防会旅費規程に基づき支給する。

附則（平成22年9月27日、平成22年結予規発第5号）

1. この規程は、平成22年9月27日から施行し、平成22年7月1日より適用する。

2. この規程の施行されるに伴い、財団法人結核予防会結核研究奨励基金設置要綱及び結核研究奨励賞選考委員会規程を廃止する。

附則（平成26年12月15日、平成26年結予規発第21号）

1. この内規は、平成26年12月15日より適用する。